

序章

計画策定の趣旨



1. 計画策定の趣旨

1-1 計画の目的

本市では、1998（平成10）年に策定された「二戸市都市計画マスタープラン（以下、「前計画」という）」に基づき、2018（平成30）年を目標年次として都市づくりに取り組んできました。

この間、東北新幹線二戸駅の開業や、二戸駅周辺地区及び荷渡地区の土地区画整理事業による市街地の整備、広域幹線道路網の整備、教育施設（給食センター、浄法寺小学校、福岡中学校等）の整備、防災施設（二戸消防署、浄法寺分署等）の整備といった都市基盤の整備を着実に進めてきました。

一方で、前計画の策定から20年あまりが経過し、旧二戸市と旧浄法寺町の合併や東日本大震災の発生などに加え、国全体での人口減少や感染症対策など、これまでとは異なる課題に向き合いながら、将来にわたり市民が安全・安心・快適に暮らすことのできる持続可能なまちづくりに転換していく必要があります。

また、今後地方財政が緊縮していくなかで、行政主導で都市基盤の整備を中心とした量的充足を目指したこれまでのまちづくりから、市民や事業者など民間主導の地域社会活動や地域経済活動を側面から支える、質的充足を目指すことに重点を移した公民連携によるまちづくりに転換していくことも求められています。

このことから、今般改定する第二次二戸市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という）は、社会経済状況や本市を取り巻く状況の変化に対応するとともに、先人から受け継いだ「宝」を生かした、地域価値の向上と地域経済の活性化を図る、新しいまちづくりの指針となることを目的として策定します。



1-2 計画見直しの視点

本計画は、前計画の基本的なまちづくりの考え方を引き継ぎながら、まちづくりをより深化させるために、「宝を生かした地域価値の向上」と「地域経済の活性化」を図ることを念頭におきます。

また、人口減少とそれに伴う社会経済状況・地方財政の変化などの「現状の課題」に加え、気候変動や大規模災害、新たなデジタル技術等への対応などの「今後の課題」も踏まえることが必要です。

このため、都市の役割と新たな時代の要請に的確にこたえ、実効性の高い取り組みを進めていく指針とするため、以下の視点を踏まえて本計画を見直すこととします。

本市を取り巻く状況の変化

- 人口減少に伴う税収減による行政サービス水準低下の懸念
- 高齢化の進展・労働人口の減少や、それに伴う社会保障費の増大
- 進学・就職等を理由とした社会減傾向の継続
- 二戸広域全体の人口減少と中心的な本市に求められる役割の増大

社会全体を取り巻く情勢

- 激甚化・頻発化する大規模自然災害
- 新たな感染症の拡大による経済危機と新たな生活様式へ移行
- 暮らしやすさをサポートする新たなデジタル技術の進展

見直しのポイント

○本市の都市を取り巻く状況の変化などによる「現状の課題」と、日々変化する社会情勢などを捉えた「今後の課題」への対応をポイントとして見直すこととします

- 人口減少や少子高齢化への対応
- 社会経済・地方財政の変化への対応
- 市民協働・公民連携への対応
- 周辺自治体など広域連携への対応
- 地球環境・大規模災害への対応
- 新たな生活様式への対応
- 新たなデジタル技術への対応

「現状の課題」への対応

「今後の課題」への対応

「都市計画マスタープラン」の見直しを行い、様々な変化に対応した「まちづくり」を推進

図 計画見直しの視点

2. 計画の概要

2-1 計画の位置づけ・役割

本計画は、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、本市のまちづくりの目標や、実現に向けた基本的方向性、政策を定めた「第二次二戸市総合計画」をはじめ、関連する他分野の計画とも調整・連携しながら本市の将来のあるべき姿を示します。

また、広域的視点から都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として岩手県が定める「二戸都市計画区域マスタープラン」などの内容に即し、今後の都市づくりの方向性を示すものです。

計画期間は概ね20年とし、将来の二戸市を見据え、都市のあるべき姿や、道路・公園といった都市施設等の配置や整備、維持管理などの方向性を示し、本市の都市計画を運用するための根拠とするとともに、本計画を個別計画に反映し、まちづくりを進めていく指針とします。

なお、本計画の策定と併せて、都市再生特別措置法に基づき、今後の人口減少社会への対応等に向けた方針等を定める「二戸市立地適正化計画」を都市計画マスタープランの一部として策定します。

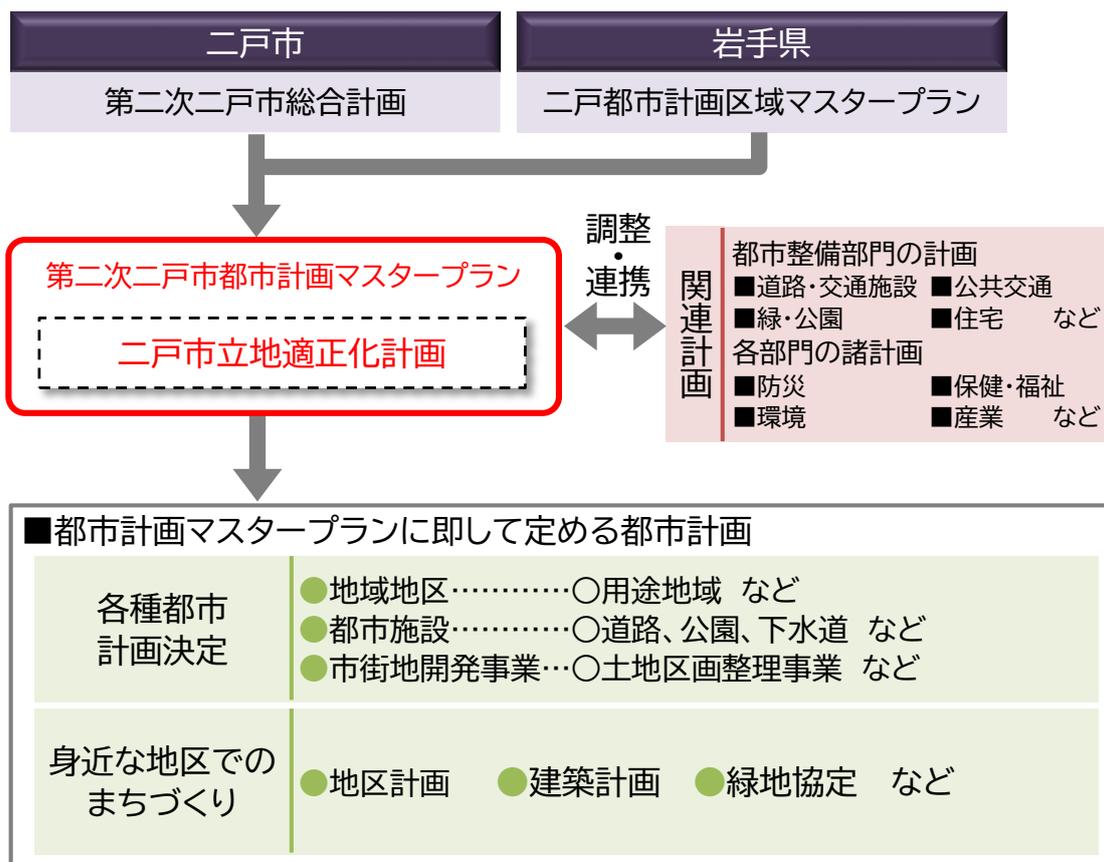


図 計画の位置づけ

2-2 計画の対象地域

本計画は都市的土地利用と自然的土地利用、交通体系、景観形成など、都市を構成する様々な要素を市全域の問題と捉えて考慮する必要があることから、二戸市全体を計画の対象地域とします。

一方、立地適正化計画の範囲は、都市再生特別措置法第81条第1項において、都市計画区域内の区域について、計画を作成することができることとされていることから、都市計画区域を立地適正化計画の対象区域とします。

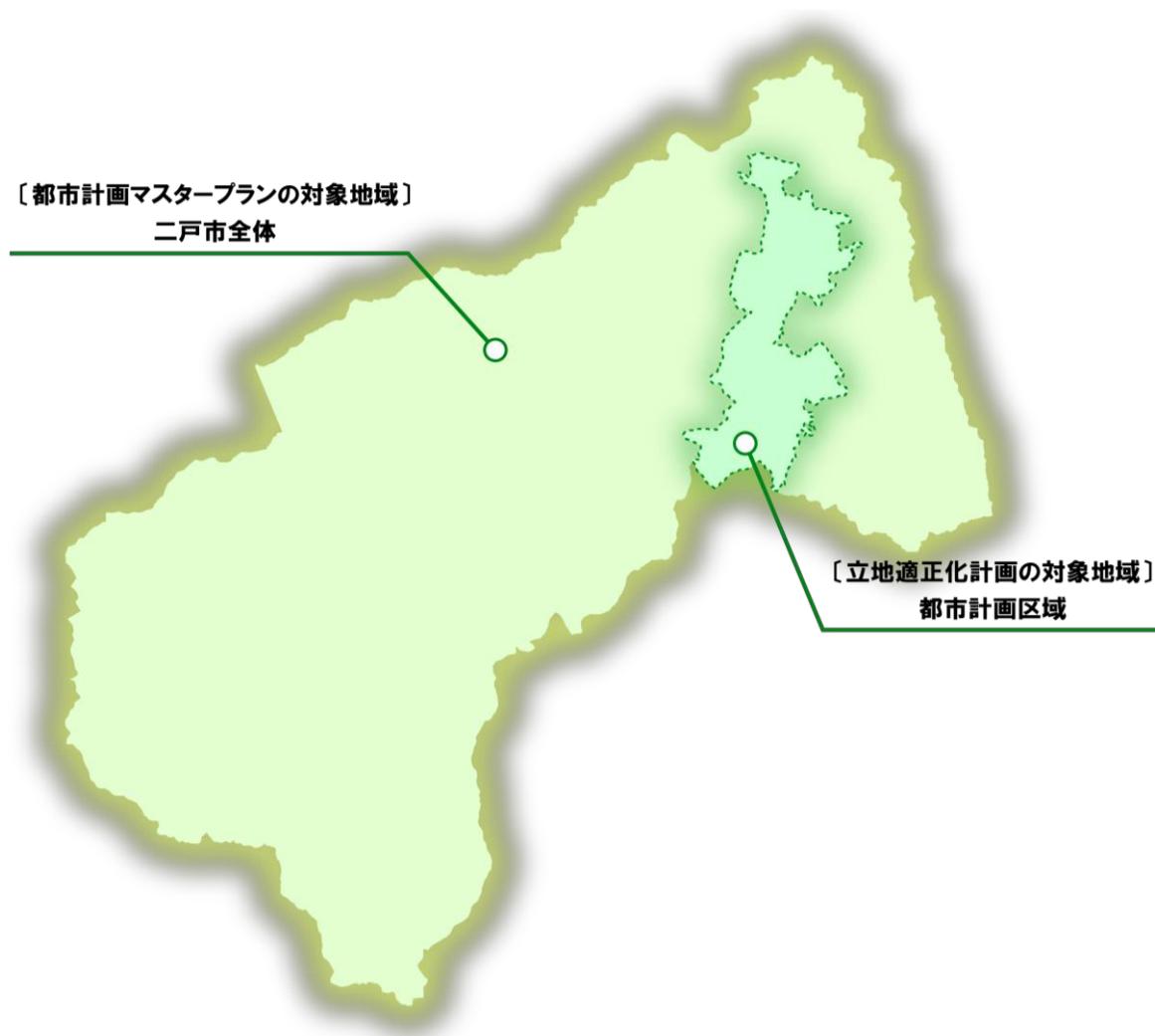


図 計画の対象地域

2-3 目標年次

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであることから、長期的な見通しをもって定める必要があるため、2021年度を初年度とし、概ね20年後の2041年を目標年次とします。

3. 計画の構成

計画の構成本計画は、全体構想編、地域別構想編、立地適正化計画編、資料編で構成します。

全体構想編では、本市の都市を形成する上で基本となる「都市づくりの理念」「目標とする都市像」「実現のための課題」「都市整備の方針」を明らかにし（第1章～第4章）、地域別構想編では地域ごとの課題や将来像を明らかにします（第5章）。

立地適正化計画編は、特に都市計画区域内における都市機能・居住機能等（立地適正化計画の対応範囲）に係る課題及び方針等について整理します（第6章）。



図 計画の構成